

平成27年度 第4次第3回葛飾区消費生活対策審議会議事録（概要）

日 時：平成27年9月4日（金）午前10時から午前11時45分まで

場 所：洋室A（ウイメンズパル3階）

出席者：伊藤委員、黒崎委員、佐々木委員、島田委員、田中委員、谷本委員、
谷茂岡委員（五十音順）

→みなさん、おはようございます。

定刻になりました。事務局より、開会に先立ちまして、平成27年4月1日付けの人事異動に伴う新しい事務局の紹介を行います。

（名簿は別添資料のとおり）

事務局の紹介は以上のとおりです。

それでは島田会長よろしく申し上げます。

→おはようございます。

ただ今から、第4次第3回葛飾区消費生活対策審議会を開会します。

本日は矢頭委員が欠席ですが、会議の定足数を満たしていますので、会議は有効に成立しております。

なお、本日は審議事項に入る前に傍聴希望の方が1名いらっしゃいますので、その可否について確認します。葛飾区消費生活条例第27条第7項において「審議会は公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない」と定められています。

本日は、「特別の理由」はございませんので、公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

→はい異議なし。

→消費者教育推進法も本格的な展開の時期に入ってきています。葛飾区の消費者教育の体系化について、今年度末を目途に具体的な考え方をまとめる中で本日の審議となります。

審議に入る前に、まず配布資料の確認について、事務局より申し上げます。

（配布資料確認）

→ありがとうございました。

本日の審議事項は（1）の葛飾区消費生活対策審議会運営要領（案）について

と継続事項の（２）葛飾区消費者教育の体系化でございます。
最初に、（１）の葛飾区消費生活対策審議会運営要領(案)について、事務局からご説明願います。

→本審議会はスタートして7年が経過し、最近は傍聴者も増えております。傍聴につきましては、従来から慣例として認めてきましたが、今般、運営要領として明文化するものでございます。規定内容につきましては、すでに定められています男女平等推進審議会運営要領を基にしております。

なお、本審議会の運営事項につきましては、葛飾区消費生活条例施行規則によれば、会長が決定することになっており、本来的には会議の審議事項ではありませんが、広くお知らせをする趣旨で報告、了承を受けるため、本日の会議にお示しをしたものでございます。

→ありがとうございました。

会長が決定するという事なので、全文を読み上げます。

（全文読み上げ）

ご了承いただければ、本日から施行したいと考えておりますが、何かご質問、ご意見ありますか。

→よろしいですか。

それでは、本審議会の運営につきましては、本日からこのような取扱いで進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、審議事項の（２）葛飾区消費者教育の体系化(継続)に入ります。
事務局からご説明願います。

→本件につきましては、今年3月の前回の本審議会及び6月の本審議会小委員会の葛飾区消費者教育地域連絡会議にすでにお諮りをし、ご意見をいただきました。また、国におきましても、最近、消費者教育推進法に関連して取りまとめを行うとともに、来年6月までに施行予定の消費者安全法についてもガイドラインが示されました。本日、ご提案した案文は、このような状況を踏まえて項目の追加、さらには一部文言の修正を行っております。

まず、本文につきましては、大幅な変更は加えていませんが、かなり時間も経っていますので、全文を読み上げることはできませんが、確認の意味も含めて改めて概略を説明いたします。

（消費者教育の理念・目標まで概略説明）

→それでは、事務局のここまでの説明に対しまして、何かございますか。

特にないようですが、私から少し補足させてください。

消費者教育推進法が目標とする「消費者市民社会」については制定時にかなり議論がありました。消費者は、まずは自立し、自分の身は自分で守ることが必要ですが、これをとばして社会への影響を考えることだけを強調すると、消費者の責務の話になってしまいます。そこで、葛飾区では、目標を2段階にするとしたわけです。

それでは、残りの部分の説明を事務局お願いします。

→説明を続けます。

別紙1につきましては、3月の審議会でお示ししましたが、ライフステージを横軸とし、学習目標を縦軸としてそれぞれをクロスさせる形で体系化しております。そして、3月の時は、この体系シートの中に具体的に実施している施策を盛り込ませていましたが、これではわかりづらいと考え、今回は、具体的施策については別紙2としてより詳細にしましたので、併せてご覧ください。具体的には、別紙1の中の各項目の前に番号を付けて、(例えば、消費生活啓発冊子の配布であれば、その項目の前に①)、これに対応させて別紙2で従来からの実績について記載しております。

(以下、②から⑱まで説明)

→ただ今の事務局からの説明に対しまして、何か、ご意見、ご質問はありますか。

→サポーターの養成や連続講座等の実施において、講師派遣等の形で弁護士、司法書士、行政書士等いわゆる士業の組織と連携することはできませんか。

→本審議会においても司法書士ががいらっしゃることから、以前、講座を実施したことはあります。ただ、専門家が行うと、専門用語を使うことが多く、受講者にとって、なかなか理解しづらいこともあります。今後、この問題を考えていくに当たっては、話しの伝え方をどうするかということを検討していく必要があるかと思えます。何かございますか。

→別紙2④の小中学校の消費者教育に関する授業実績ですが、この数字は、アンケートの取り方によるものではないでしょうか。すなわち、他の授業と一緒にやったものを含めており、独立して行っているのは、ここまで実績はないと思われれます。1時間でも2時間でもいいので、しっかりした授業をやるべきだと思います。なぜなら、自分の暮らしを構築するのに役に立つからです。また、別紙1を見ると、葛飾区はいろいろなことをやられていることがわか

りますが、別紙2⑥の消費者教育出前講座の実施回数がわかれば教えてください。

→独立して授業が行えないのは、教科書自体は充実してきているが、それを十分に伝えられる教師がなかなかいないという現状もあろうかと思えます。事務局から、この件で何かありますか。

→別紙2④にある小学校8割、中学校9割というのは、都が行った各学校へのアンケートに基づくものであり、授業時間としては小学校では1時間、中学校では2時間が最も多かった結果が出ております。また、保護者向けの事業実績につきましては、本日机上配布させていただいた昨年度の事業実績をまとめました「葛飾区の消費生活」の18ページに記載しましたとおり、昨年度から校長会、さらにはPTAの代表者会議において周知を行ったところ、消費者教育事業をかなり展開できるようになりました。今年度におきましても、1校ですが、1年から6年までの全学年を対象にして、すでに事業を展開しました。さらには明日9月5日土曜日ですが、8校程度の小学校のPTA代表者約50名が集まるところで、消費者教育を展開する予定にしております。このように、今後は、学校との連携がかなり深まっていくものと考えております。

→他にご意見、ご質問はありますか。

→すでに見ている可能性もありますが、別紙2に記載されている紙媒体（くらしにいかす、あるいは風評被害のパンフレット等）があれば回覧でもいいのでお願いできますか。

それから、文字を読むことも大事ですが、最近の子供においてはゲーム等の動画を通じて情報を得ることが多いという状況を踏まえて、学校現場でもビデオを活用するような対応もしていただければと思います。

別紙2⑨の展示室の運営については位置付け、さらには何か今後の計画はありますか。

→展示室につきましては、東日本大震災以降、節電に伴い少し暗くしていますが、位置付けは、当所から、自由にお持ち帰りいただける国、都からの消費者問題に係るパンフレット類を置くとともに、貸出用の消費者問題に関する図書、さらにはパソコンを配置することにより、情報提供の場としております。また、学習もできるように机、いすを配置しております。そして、現状では最も重要なこととして、毎年実施されています消費生活展に向けて時間をかけて作成されています手作りのパネルについて、消費生活展の終了後はこちらに展示し、皆様のくらしに役立たせていただいております。

→一言私から補足いたします。

DVDのような映像媒体について独自に区が作成するのは、予算上、なかなか厳しいものだと思います。ただ、国や都が作成したものについて区民に紹介したり、状況に応じて貸出し、あるいは映像を流すといったことを今後行っていく必要があると思います。最近、国、国民生活センターからの情報も、まずはインターネットで流され、紙媒体による情報は、相当、遅れて入って来るのが普通の状況になっています。展示室に配置されているパソコンは、そのような状況に対応するためのものですが、あまり活用されていないようなので、今後、考えていく必要があるかと思っています。

→他にご意見、ご質問はありますか。

→子供の頃からの消費者教育は大変重要だと思います。私は、わくわくチャレンジ広場事業に関わっていますが、子どもにとっては楽しい場になっています。ただ、最近、挨拶もできない保護者が増えているのは残念です。

→道徳教育は難しい部分がありますが、葛飾区の場合は葛飾教育の日というものを設けており、この日は保護者も学校にいらっしゃるので、ここで消費者教育をうまく展開していくことはできると思います。

→学校との連携については、なかなか協力が得られていないのが実態です。わくわくチャレンジ広場により、子どもと地域はつながっていますが、保護者や学校の先生とのつながりがありません。今後は、学校現場でも、消費者教育を行う場合は、消費生活センターや消費者団体に積極的に声をかけていただければと思います。こちらでは、学校に入っていく気持ちは強く持っています。そして、今年も10月に消費生活展を予定しており、ここではテーマに沿ったパネルを作成し、展示していますので、皆様方だけではなく、地域全体で関心を持っていただきたいです。

→他にご意見、ご質問はありますか。

→私は、先程も話が出ていましたが、展示室にもう少し人が入るような工夫が必要かと思っています。紙媒体だけではなく、以前は、例えば、ペットボトルに入っている砂糖の量について、角砂糖を置くことにより目に見える形でわかりやすく説明するといった工夫をしていました。

→確かに、サポーターをやっています私でも大変入りづらい場所だと思います。週1日でも2日でもいいので、展示室に人を例えば、われわれサポーターを交代で置くだけでも違ってくるのではないのでしょうか。

→具体的なよい提案だと思います。今後、検討材料になると考えます。
それでは、報告書のまとめの部分として作成しています別紙3の文案について、事務局から説明願います。

→別紙3は、消費者教育の体系化案本文7ページの5に記載しています今後の消費者教育事業のあり方についてより具体化したものであります。全文を読み上げます。

(全文読上げ)

→ありがとうございました。
この中では、1番目にある消費生活センターを消費者教育の拠点化すなわちセンターの機能拡充が最も大事な事かと思えます。例えば、学校にこちらが出向くだけではなく、以前から児童、生徒がセンターに来ることにより授業を行ったらどうかと提案していますが、難しいですかね。

→他区の例ですが、科学の実験等に関して、科学センターに児童、生徒が出向き授業を行っていることもあります。消費生活も実践活動であるとともに、かなりの精神活動でありますので、いろいろな教育と同様に重要な柱として消費者教育を位置付けるように、教育委員会がもっと勉強してほしいです。

→来年3月までに本案をまとめるに当たり、審議会の今後の予定はどうなりますか。

→1回又は2回の開催になるかと考えております。

→本日の段階でおおむね素材自体は出揃ったと思いますので、今後は、本日、皆様からご提案のありました具体案の整理、さらには、他の具体案があればメール又は文書により事務局にお知らせいただき、より良いものを作っていければと考えております。今後とも、皆様方のご協力よろしく申し上げます。

→では、そろそろ時間になりました。
第4次第3回葛飾区消費生活対策審議会を閉会したいと思います。
どうもありがとうございました。